

女性活躍推進法 青木信用金庫行動計画

女性がより活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

2. 当金庫の課題

- (1) 女性管理職（課長以上）が少なく、管理職を担うべき女性職員の育成も遅れている。
- (2) 男性に比べ女性の勤続年数が短い。
- (3) 営業店における男女の職務がそれぞれ固定されている。

3. 目標

- ・女性の代理職を10名以上にする。

4. 取組内容と実施期間

◎新人事評価基準の導入により職員の成長を促し、管理職を担う女性職員を育成する。

平成28年4月～ 「人事考課規定」・「目標管理制度要領」を施行

平成29年4月～ 制度の検証と、検証に基づいた見直しを実施

◎育児休業を取得した女性職員が、不安や心配なく復職できるような環境を整える。

平成28年4月～ 育児休業者への支援策を検討

平成28年10月～ 施策の実施

◎職場と家庭の両立において、男女がともに貢献できる職場風土をつくる。

平成28年4月～ 意識啓発活動について検討

平成28年10月～ 意識啓発活動の実施

◎従来男性中心であった職務にも女性職員を登用し、女性職員が多様な職務を経験できるようにする。

平成28年4月～ 女性職員のジョブローテーションについて検討。

平成28年10月～ 関連部署との調整を行う。

平成29年4月～ 女性職員のジョブローテーションを実施。